

町名地番変更に伴う 不動産登記のてびき

平成22年5月1日実施



今までの土地の所在は 富士見市 大字勝瀬 ○○○○番○

これからの土地の所在は 富士見市 ふじみ野東 (西)◇丁目 □□番□



富士見市

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

目 次

1. はじめに	1
2. 不動産変更登記の期間	1
3. 登録免許税	1
4. 個人所有の不動産の場合	2
5. 法人所有の不動産の場合	2
記載例の登記申請書記載上の注意	3
土地建物の記載例	4
マンションの記載例	6
委任状の記載例	7

1. はじめに

町名地番変更とは、土地区画整理事業などに合わせて町の名称や地番を整理・変更することにより、地番の混乱の解消やまちのイメージアップを図り、暮らしやすいまちづくりを進めるために行うものです。

今回、皆さまのお住まいになっている地域は勝瀬原特定土地区画整理組合によるまちづくりが終了したことにより、**平成22年5月1日**に新たな町名地番に変更されたものです。

所有権の登記名義人（所有者）の登記簿上の住所が、町名地番変更の実施に伴い変更になった場合は、登記簿上の住所を町名地番変更実施後の住所（現在の住所）に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所についての変更の登記といいます。）をすることになります。

なお、ご不明の点等がありましたら、さいたま地方法務局志木出張所又は、所有される不動産の管轄法務局にご相談ください。

※さいたま地方法務局志木出張所（電話048-476-1230）

2. 不動産変更登記の期間

○いつから

平成22年5月1日に町名地番変更を実施しておりますが、**8月以降に申請されますようご**理解、ご協力をお願いします。

また、区画整理地内の不動産については、暫くの期間、登記事務が停止されておりますので、ご注意ください。

○いつまでに

不動産の登記名義人住所の変更登記には、特に期限はありません。売買、贈与、抵当権設定・抹消等、必要が生じた時に申請していただいても差し支えありません。

3. 登録免許税

不動産の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所市民課（電話252-7109）及び各出張所で発行する「**住所変更証明書**」を添付すれば**免除**されます。

※ 証明書は、町名地番変更実施日後の**平成22年5月6日以降**、市役所市民課及び各出張所にて無料で発行いたします。

なお、法人の証明書は、市役所税務課（電話252-7117）にて無料で発行いたします。

4. 個人所有の不動産の場合

- ア. 必要書類 登記申請書……………1通
住所変更証明書……………1通
代理人が申請する場合
代理権限証書（委任状）……………1通
- イ. 申請人 登記簿に記載されている所有者（所有権の登記名義人）

※ 登記簿に記載されている住所から2回以上住所を変更している場合は、「住所変更証明書」によっては、以前に登記簿上の住所に住んでいたことを証明できない場合があります。その場合は、戸籍の附票の写し（本籍地の市町村役場で発行）など、登記簿上の住所から町名地番変更実施後の住所（現在の住所）までの移転の経緯が分かる書類を添付してください。以上によっても住所移転の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局に事前にご相談ください。

5. 法人所有の不動産の場合

- ア. 必要書類 登記申請書……………1通
当該不動産を管轄する法務局に本店の登記がない場合（注）
本店所在地の変更登記をしたこと及び、代表取締役（取締役）
の資格を証する会社の履歴事項証明書……………1通
代理人が申請する場合
代理権限証書（委任状）……………1通
- イ. 申請人 代表取締役（取締役）

※ 必ず会社等の本店変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。

（注）当該不動産を管轄する法務局に本店の登記がある場合には履歴事項証明書は不要です。その場合は（添付省略）とご記入ください。

(記載例の登記申請書記載上の注意)

▶登記申請について

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者又はその代理人が法務局に申請してください。申請書が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印（割印）してください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書類在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。また、完了証が必要な場合は、切手・返信用封筒（返信先記載）を同封してください。

(2) 登記の申請書様式について

申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、直接パソコンを使用し入力するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

《書式の解説》

(注1) 「住所変更証明書（市民課及び各出張所で発行いたします。）」に記載されている変更年月日並びに変更理由です。

(注2) 「住所変更証明書」に記載されている町名地番変更実施後の住所（現在の住所）を記載します。

(注3) 所有権の登記名義人（所有者）の町名地番変更実施後の住所（現在の住所）及び氏名を記載し、末尾に押印します（認印で結構です）。

なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は不要です。

(注4) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。

(注5) 登記原因証明情報として、「住所変更証明書」を添付します。登記簿上の住所、町名地番変更実施後の住所（現在の住所）及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。

(注6) 申請日は、実際に申請する年月日を記載し、不動産を管轄する法務局を記載します。

(注7) 代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権限証書」と記載し、代理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します。なお、申請人の押印は不要です。

また、別紙（委任状）を参考としてください。

(注8) 登記の申請をする不動産を、「土地に関する町名地番の変更について」、「土地の町名地番の変更に伴う建物の所在及び家屋番号の変更について」並びに、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載します。

なお、申請書が複数枚にわたる場合は、割印をします。

変更登記に関してご不明な点がございましたら

さいたま地方法務局 志木出張所

までお問い合わせください。

〒353-0004 志木市本町1丁目4番25号

電話 048-476-1230

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成22年5月1日 町名地番変更 (注1)

変更後の事項 住所 富士見市 ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注2)

申請人 富士見市 ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注3)

富士見 太郎 ㊞ (注3)

連絡先電話番号 000-000-0000 (注4)

添付書類 登記原因証明情報 (注5)、代理権限証書 (注7)

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日申請 さいたま地方法務局志木出張所 御中 (注6)

代理人 富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ 富士見 花子 ㊞ (注7)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示 別紙のとおり

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

不動産の表示 (注8)

土地の表示	所在地	地番	地目	地積(m ²)	
	富士見市 <u>ふじみ野東◇丁目</u>	<u>□□番□</u>	<u>宅地</u>	<u>234</u>	<u>01</u>
	富士見市 <u>以下余白</u>	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			
	富士見市	番			

建物の表示	所在地	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)	
	富士見市 <u>ふじみ野東◇丁目</u> <u>□□番地□</u>	<u>□□番□</u>		<u>居宅</u>	<u>木造瓦葺</u> <u>2階建</u>	<u>1階80</u> <u>2階53</u>	<u>12</u> <u>42</u>
	富士見市 <u>以下余白</u>	番					
	富士見市	番					
	富士見市	番					
	富士見市	番					
	富士見市	番					

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
 ※(注○)などは、記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 平成22年5月1日 町名地番変更 (注1)
変更後の事項 住所 富士見市 ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注2)
申請人 富士見市 ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注3)

富士見 太郎 ㊞ (注3)

連絡先電話番号 000-000-0000 (注4)

添付書類 登記原因証明情報 (注5)、代理権限証書 (注7)

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 さいたま地方法務局志木出張所 御中 (注6)

代理人 富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ 富士見 花子 ㊞ (注7)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示 (注8)

一棟の建物の表示

所在 富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

建物の名称 〇〇〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ふじみ野東◇丁目□□番□の〇〇

建物の名称 〇〇〇

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 75.34 平方メートル

敷地権の表示

所在及び地番 富士見市ふじみ野東◇丁目□□番□

地目 宅地

地積 2030.51 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 23028 分の 123

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

委 任 状

私は、富士見市 ふじみ野東◇丁目□□番地□ 富士見 花子

に下記のことを委任します。

↑
代理人住所、氏名

記

後記不動産について平成22年5月1日町名地番変更実施に伴う所有権

登記名義人住所変更の登記を管轄法務局へ代理して申請すること及び補正

のための取下げに関する一切の権限。

平成○○年○○月○○日

富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

富士見 太 郎 ㊞

不動産の表示

富士見市ふじみ野東◇丁目□□番□の土地

富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ 家屋番号□□番□の建物

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

お問い合わせ先

○住所変更に関すること

富士見市役所 各担当課まで

049(251)2711 (代表)

○区画整理に関すること

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

049(264)5882

新町名地番街区案内図

